

東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害の賠償手続先のご案内

～原発事故により就労不能となられた方について、
一定の条件を満たした場合には、原子力損害の賠償の対象になりえます～
※ 賠償手続は東京電力が行いますので、詳細は東京電力へお尋ねください。

- 東京電力では、原子力損害賠償紛争審査会で決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を踏まえ、確定した損害に対する賠償を進めることとしています。
- 賠償の対象となりえるのは、政府による避難等の指示等に基づく避難等によって就労が困難となり減収が生じた方等の、就労不能等に伴う損害（就労不能等による給与の減収分等）等です。

賠償の対象となり得る「就労不能等に伴う損害」とは？（東京電力発表資料より）

- 就労不能等に伴う損害の補償対象者、補償基準、必要書類例は以下のとおりです。

補償対象者	補償基準	必要書類例
避難等対象区域にお住まいの方又は勤務地等がある方のうち、避難等によって就労が困難となり、減収等を生じた方等	○就労不能等による給与等の減収分+追加的費用 (従前の平均収入-現在の実収入)+転居費用等の支払い ※ 従前の収入に関する書類が提出できない方については、就労形態、就労時間等に基づき策定した基準賃金(月30,000~150,000円)に基づき、減収額を算定したうえでの支払い。	(1) 就労の事実、就労形態を証する資料 就労状況証明書、保険証 (2) 従前の収入金額を証する資料 源泉徴収票、給与明細、預金通帳 (3) 転居費用等の実費を証する資料 領収書 等

- 対象期間
初回の請求の対象は、事故発生日～8月末日に確定した損害です。その後は、3ヶ月毎にその間の損害に対し請求いただくこととなります。
- 補償額の確定
東京電力が請求内容を確認し、補償額を算定した上で、東京電力と請求者の方との間で合意・確定した額が支払われます。

お問い合わせ先（東京電力）

原子力事故による損害に対する賠償に関するご質問等は、以下の連絡先にお問い合わせください。

東京電力 福島原子力補償相談室（コールセンター）

電話番号：0120-926-404 受付時間：午前9時～午後9時

東京電力ホームページ <http://www.tepco.co.jp/index-j.html>